

目 次

秋田県スキー連盟規約	-----	1 — 3
秋田県スキー連盟本部運営規程	-----	4 — 8
秋田県スキー連盟事務局規程	-----	9
役員候補者選出規程	-----	10
地区連絡協議会設置規程	-----	11
役員の定年に関する規程	-----	12
秋田県スキー連盟表彰規程	-----	13
秋田県スキー連盟慶弔規程	-----	14
文書保存取扱要領	-----	15
秋田県スキー連盟コンプライアンス規程	-----	16 — 17

秋田県スキー連盟規約

第1章 名 称

第1条 本連盟は、秋田県スキー連盟と称する。

第2章 事 務 所

第2条 本連盟の事務所を秋田市八橋運動公園1番5号秋田県スポーツセンター内に置く。

第3章 目 的

第3条 本連盟は、本県スキーの統一組織として本会加盟諸団体相互の緊密な連絡協調を図るとともに、スキーの正しい普及発展に寄与することを目的とする。

第4章 事 業

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. (公財) 全日本スキー連盟 (S. A. J.) 及び (公財) 秋田県スポーツ協会への加盟。
2. 加盟団体相互の連絡調整。
3. 加盟団体主催行事の公認と指導援助。
4. 競技スキー、基礎スキーならびにパトロール技術の充実強化。
5. 競技会、検定会、講習会、研修会の開催ならびに本連盟を代表する選手役員の選考。
6. スキーに関する調査研究。
7. スキー関係功労者の表彰。
8. その他本連盟の目的達成に必要な事業。

第5章 加 盟 団 体

第5条 本連盟の加盟団体は秋田県内に所在する次のスキー団体とする。

1. 同一地域にあるスキー団体。
2. 同一職場にあるスキー団体。
3. 学校団体。
4. その他これに準ずるスキー団体。

第6条 本連盟に加盟しようとする団体は評議員会の決議による。ただし、理事会が仮承認することができる。

第7条 加盟する団体は次の書類を添付した申込書を会長に提出すること。

名称、規約、役員名簿、評議員名（1名）、設立年月日、事業および会員名簿、ならびに本連盟加盟済み 団体2以上の推薦書。

第8条 加盟団体として不適当と認めたときは、理事会を経て評議員会の決議により脱退又は除名させることができる。

第9条 加盟団体所属会員は（公財）全日本スキー連盟 (S. A. J.) 登録規程によって登録しなければならない。

第10条 加盟団体は本連盟に対し次の通知義務を負う。

代表者、事務局及び評議員の氏名、住所に変更あった場合。

第6章 会 計

第11条 本連盟の収入は次の通りとする。

1. 加盟団体の負担金、登録料、事業に伴う収入、補助金、寄付金、その他の収入。
2. 加盟団体は負担金を毎年10月末までに納入しなければならない。負担金未納団体はその権利が停止される。

第12条 本連盟の会計年度は毎年8月1日にはじまり、翌年7月31日に終る。

第13条 本連盟の収支決算は監事の監査を経て評議員会に報告し、その承認を得なければならぬ。

第14条 本連盟に特別会計を設けることができる。ただし、評議員会に決算報告をしなければならない。

第7章 役 員

第15条 本連盟に次の役員を置く。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名、理事若干名、監事3名

第16条 会長、副会長は評議員会において推举する。会長は本連盟を代表して会務を統理する。

副会長は会長を補佐し、会長の命によりこれを代理する。

第17条 理事は、評議員会において加盟団体所属会員の中から選出する。会長は若干名の理事を指名することができる。理事は、評議員会の決議に従い会務を掌理する。

第18条 理事長及び副理事長は理事会で理事が互選する。理事長は会長の命を受けて理事会の決するところに従い会務を執行する。副理事長は理事長を補佐し会務を代行する。

第19条 監事は評議員会において選出する。監事は会計および事務を監査する。

第20条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2. 役員の定年に関する事項については、理事会及び評議員会の議決を経て別に定める。

第8章 名誉会長・顧問

第21条 本連盟に名誉会長及び顧問をおくことができる。名誉会長及び顧問は本県スキーの発展に特に功労のあったもので評議員会の推薦に基づき会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。名誉会長及び顧問の任期は会長の任期間とする。

第9章 会 議

第22条 評議員会は本連盟の最高議決機関である。

第23条 評議員会は加盟団体から選出された評議員をもって構成する。

第24条 評議員会は次の事項を審議決定する。

1. 役員の推薦ならびに選出。
2. 予算ならびに決算。
3. 事業報告と事業計画。
4. 表彰に關すること。
5. 本規約の改廃。
6. (公財) 全日本スキー連盟 (S. A. J.) への提案事項。
7. その他議決を要する重要な事項。

第25条 評議員会は毎年春季および秋季に会長が招集する。会長が必要と認めたとき、また、評議員総数の半数以上から請求があったとき、会長は臨時にこれを招集しなければならない。

第26条 評議員会は、評議員総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。ただし、同一議事に關し再度招集した場合はこの限りではない。評議員会に出席できない評議員は他の評議員に議決権を委任することができる。

第27条 評議員会の議事は出席評議員の過半数の同意をもって決定する。可否同数のときは議長がこれを決める。

評議員会の議長は会長が務めるものとする。

第28条 評議員会を招集するときは少なくとも2週間前に日時、場所、議案を明記した招集状に よらなければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めて臨時に招集するときはこの 限りではない。

第29条 評議員は評議員会に提案する事項を毎年3月末および9月末までに会長あてに提出しな ければならない。ただし、会長が緊急の必要があると認めた事項はこの限りではない。

第30条 評議員会は議事録を作成、出席評議員の中から議事録署名者2名を選出し、署名、捺印 の上これを保存する。

第10章 理 事 会

第31条 理事会は、本連盟の執行機関である。

第32条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成し会長は議長となる。

第33条 理事会は必要に応じて会長が招集する。ただし、理事の3分の1以上により会議の目的 を示し、請求があったときは直ちにこれを招集しなければならない。

第34条 理事会は理事3分の1以上の出席がなければ開くことができない。

第35条 理事会の議決は出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは議長がこれを決め る。

第36条 理事会の招集は少なくとも1週間前に日時、場所、議題を明記した招集状によらなければ ならない。

第37条 理事会は議事録を作成し、これを保存する。

第38条 理事会には監事の出席を要請することができる。

第39条 本連盟の事業の執行を円滑にするため理事会に3部門の本部を置く。本部の名称および その規程は別に定める。

第11章 規 約 の 変 更

第40条 本規約各条項は評議員3分の2以上出席した評議員会において出席評議員の4分の3以 上の同意を得なければ変更することができない。

第12章 補 則

第41条 本規約の施行についての必要事項は理事会の議決を経て別に定める。本規約の施行は昭 和43年5月2日とする。

第42条 本連盟の会計および事務を処理するため事務局をもうけ、必要な職員を置く。職員は理 事会において任免する。職員は有給とすることができる。事務局に関する事項は別に定める。

改 訂 昭和59年7月1日

改 訂 平成4年6月6日

改 訂 平成6年7月2日

改 訂 平成14年7月6日

改 訂 平成18年4月23日

改 訂 平成19年12月1日

改 訂 平成23年11月13日

秋田県スキー連盟本部運営規程

昭和49年7月6日	規程第1号
昭和51年7月9日	改訂
昭和59年6月25日	改訂
平成元年6月10日	改訂
平成2年6月30日	改訂
平成4年6月6日	改訂
平成6年7月2日	改訂
平成10年6月13日	改訂
平成11年7月3日	改訂
平成12年11月11日	改訂
平成15年6月7日	改訂
平成21年4月24日	改訂
平成24年10月13日	改訂

(目的)

第1条 この規程は、秋田県スキー連盟の事業を円滑に推進するため、規約第39条の規定にもとづく本部の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部、部及び委員会の名称及び所管)

第2条 本部並びに本部の所管する部の名称は次のとおりとし、別表に掲げる事項を管理するものとする。

(1) 総務本部

庶務部、経理部、審査部、広報部、コンピューター部の所管に属する事項及び他の本部の所管に属しない事項。 (別表第1)

(2) 競技本部

クロスカントリー部、ジャンプ・コンバインド部、アルペン部、競技総務部、スノーボード部、フリースタイルスキー部、マスターズ委員会、スポーツ医・科学委員会及びレディース委員会の所管に属する事項。 (別表第2)

(3) 教育本部

企画総務部、スキー振興部、指導部、検定部、スキー学校部、安全対策部、スノーボード部及び選手強化小委員会の所管に属する事項。 (別表第3)

(特別委員会)

第3条 前条各号の本部の他に、必要に応じて特別委員会を設置することができる。

特別委員会の名称、構成及び所管する事項等については、理事会で別に定める。

(本部、部等の構成)

第4条 本部に本部長、副本部長及び委員（以下「本部長等」という。）をおき、部に部長・部員・強化コーチ・常任技術委員・技術委員及び技術員（以下「部長等」という。）を置く。

- (1) 本部長は、会長が理事の中から指名する。
- (2) 副本部長及び委員は、理事会において理事の中から互選する。理事会は若干名の委員を理事以外の者に委嘱することができる。
- (3) 部長等は本部において選出し、理事会に報告する。
- (4) 会長、副会長、理事長、副理事長を除く全理事は第2条に定める各本部のいずれかに所属するものとする。

(本部長等及び部長等の職務)

第5条 本部長等並びに部長等の職務は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は本部を代表し、部を指揮統轄する。
- (2) 副本部長は本部長を補佐し、本部長が欠けたときは、これを代理する。
- (3) 委員は本部の運営に参画し、所管事項を処理する。
- (4) 部長は本部が決するところにより、部員等を指揮し分掌事項を処理する。
- (5) 部員・強化コーチ・常任技術委員・技術委員及び技術員は、部長の指示により専門的な活動に専念する。

(会議)

第6条 会議は必要に応じて本部長が招集し議長となり、部会は本部長又は部長が招集し、部長が議事を進行する。本部長が必要と認める場合には、部長等を本部の会議に出席させることが出来る。

(任期)

第7条 本部長等並びに部長等の任期は、規約第20条の役員の任期に準処する。

(その他の事項)

第8条 この規程の改廃及び必要な事項は理事会が決定する。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

別表第1 総務本部

庶務部

- (1) 評議員会、理事会等の開催日程の調整及び提出案件の取りまとめに関する事。
- (2) 評議員会、理事会等の議事録及び諸記録の整理保管に関する事。
- (3) 加盟団体（S A J、東北ブロック、（公財）秋田県スポーツ協会）との事務連絡に関する事。
- (4) 国体選手団編成資料の作成及び参加手続きに関する事。
- (5) 規約、規程等の原案作成に関する事。
- (6) 他の部、他の本部に属さない事項の処理に関する事。
- (7) 事務局との連携による事務処理に関する事。

経理部

- (1) 予算、決算の集計に関すること。
- (2) 加盟団体の登録料及び負担金の収納に関すること。
- (3) 事業収入、補助金、寄附金等の収納に関すること。
- (4) 事業執行に伴う出納事務に関すること。
- (5) その他経理事務に関すること。

審査部

- (1) 加盟団体の資格審査に関すること。
- (2) 会員、加盟団体及び関係団体等の表彰に関すること。
- (3) 公認資格取得候補者の資格審査に関すること。
- (4) その他資格審査及び調査に関すること。

広報部

- (1) 会報の編集発行に関すること。
- (2) ホームページに関すること。
- (3) その他広報活動に関すること。

コンピューター部

- (1) 登録管理に関すること。
- (2) 各本部行事の集計に関すること。
- (3) コンピューターの機器管理に関すること。
- (4) その他、コンピューター処理に関すること。

別表第2 競技本部

1. 各種目共通事項（クロスカントリー部、ジャンプ・コンバインド部、アルペン部、競技総務部、スノーボード部、フリースタイルスキー部）

- (1) 強化事業の企画運営に関すること。
- (2) 主催、後援、公認大会の運営及び役員の派遣に関すること。
- (3) 国体出場選手の選考資料の作成に関すること。
- (4) 全日本選手権大会の選手役員の派遣及び参加手続きに関すること。
- (5) 競技スキー技術の調査研究に関すること。
- (6) 小、中学生選手の指導育成に関すること。
- (7) 競技スキー関係の各種資格に関する公認並びに認定に関すること。
- (8) 競技スキーの普及・振興並びに競技力向上に関すること。
- (9) 競技スキー強化指定選手の選考に関すること。
- (10) その他、競技スキー全般に関すること。

2. 前項の任務を達成するため、各部に次の専門委員会を置く。

- (1) クロスカントリー部
 - ① 強化コーチ委員会
 - ② 大会運営委員会
 - ③ 検定委員会
 - ④ ジュニア委員会
- (2) ジャンプ・コンバインド部

- ① 強化コーチ委員会
- ② 大会運営委員会
- ③ 飛行審判委員会
- ④ ジュニア委員会

(3) アルペン部

- ① 強化コーチ委員会
- ② 大会運営委員会
- ③ セッター委員会
- ④ ポイント計算委員会
- ⑤ ジュニア委員会

3. 競技総務部

- (1) 本部会議、部会等の開催日程の調整及び提出案件の整理に関する事。
- (2) 本部会議、部会等の議事録及び諸記録の整理保管に関する事。
- (3) 本部強化事業等の予算に関する事。
- (4) その他、他の部に属さない事項の処理。

4. マスターズ委員会

- (1) マスターズ各競技の普及・振興並びに競技力向上に関する事。
- (2) マスターズ各競技会の参加手続き等に関する事。
- (3) その他マスターズ競技全般に関する事。
- (4) 外部団体関連機関との調整に関する事。

①秋田県マスターズスキー協会

5. スポーツ医・科学委員会

- (1) スポーツ医・科学等の研究調査に関する事。
- (2) 選手・指導者のメディカルチェック及びサポートに関する事。
- (3) スポーツ医・科学の情報・資料の収集及び提供に関する事。

6. レディース委員会

別表第3 教育本部

選手強化小委員会

- (1) 選手育成強化に関する事。
- (2) 本委員会所管の行事計画作成に関する事。
- (3) 基礎スキー選手権及びデモンストレーターの選考に関する事。
- (4) その他所管事項に関する事。

スキー振興部

- (1) シニアスキー選手の活動支援・強化に関する事。
- (2) レディーススキー選手の活動支援・強化に関する事。
- (3) ジュニア及びキッズスキー選手の活動支援・発展に関する事。
- (4) その他、スキー振興に関する事。

企画総務部

- (1) 本部会議、部会等の開催日程の調整及び提出案件の整理に関する事。
- (2) 本部会議、部会等の議事録及び諸記録の整理保管に関する事。

(3) 本部行事の企画、立案及び会計に関すること。

(4) その他、他の部会に属さない事項の処理。

指導部

(1) 指導員、準指導員の研修及び強化に関すること。

(2) 1級及び一般指導者の技術の向上並びに指導に関すること。

(3) 技術員の強化と活動に関すること。

(4) その他、基礎スキーの普及発展に関すること。

検定部

(1) 指導員、準指導員の検定に関すること。

(2) 技能テストに関すること。

(3) その他検定に関すること。

スキー学校部

(1) スキー学校の公認並びに認定に関すること。

(2) スキー学校管理者講習並びにスキー学校教師研修会に関すること。

(3) その他、スキー学校に関すること。

安全対策部

(1) スキー傷害の防止対策に関すること。

(2) 公認パトロール講習・検定・研修会に関すること。

(3) 傷害防止の用具の開発及び調査研究に関すること。

(4) その他、安全対策に関すること。

スノーボード部

(1) スノーボードの普及に関すること。

(2) スノーボードの指導員の育成並びに強化に関すること。

(3) スノーボードの指導に関すること。

(4) スノーボードの検定に関すること。

(5) その他、スノーボードに関すること。

秋田県スキー連盟事務局規程

(根 拠)

第1条 本連盟規約第42条の規定に基づき、この規程を定める。

(事務局の所在地)

第2条 本連盟規約第42条の規定に定める事務局を秋田市八橋運動公園 1番 5号秋田県スポーツ科学センター内に置く。

(事務局の統轄者)

第3条 本連盟の事務局は理事長が統轄する。

(事務局職員)

第4条 本連盟の事務処理を行う者として事務職員を置く。

事務職員は会計及び事務を行う事務局長と事務職員を置くことができる。

(給与及び支給日)

第5条 給与は月俸・諸手当と時間給とし、その支給日は毎月20日とする。ただし、支給日が休日にあたる

ときは、その前日に繰り上げて支給する。

(本 債)

第6条 本俸は月俸と時間給とし、金額については、理事会において決定する。

(諸 手 当)

第7条 諸手当は、それぞれの区分により本俸と併せて支給する。ただし特別手当は7月と12月に支給する。

(ア) 通勤手当（当月分を当月に）

(イ) 特別手当（本俸の4ヶ月分を7月と12月に各々2ヶ月分に分けて支給する。）

(ウ) 厚生手当（健康保険・年金等）を支給することが出来る。

(保 険 料)

第8条 本連盟の事務処理のため使用する事務職員の自家用自動車は、自動車損害賠償保険（任意加入）に加入するものとし、その保険料は本連盟の負担とする。

(慰 労 金)

第9条 事務職員が退職または死亡したときは理事会で協議のうえ慰労金を支給することができる。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の議決による。

改 訂 昭和62年11月15日

改 訂 平成23年11月13日

改 訂 令和元年10月26日

役員候補者選出規程

平成15年12月7日 制定

(根拠)

第1条 本連盟規約第24条1の規定に定める役員候補者の選出方法は、本連盟規約第16条・第17条・第18条及び第19条の規定するほかはこの規程により行う。

(目的)

第2条 本規程は、本連盟の目的達成に貢献する人物を、役員候補者とし選出することを目的とする。

(役員候補者選出委員会の設置)

第3条 本連盟規約第15条の規定に定める役員候補者を選出し、評議員会に推挙するため役員候補者選出委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成及び数)

第4条 委員会は、地区連絡協議会設置規定第4条における各地区連絡協議会から選出された評議員各2名で構成し、会長が委嘱する。

(委員会の委員長・副委員長及び委員の資格)

第5条 委員長・副委員長は委員の互選により定める。

2. 委員長は委員会の議長となり、委員会で選出した役員候補者を評議員会に推挙する。
3. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき代理する。
4. 委員は役員候補になることができない。

(委員会の召集及び成立)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、最初の委員会は、会長が招集する。

2. 委員会は、委員総数の3分の2以上出席により、成立するものとする。ただし委員の代理はみとめない。
3. 委員会には、理事長の出席を要請することができる。

(役員候補者の選出)

第7条 役員候補者の選出については、S A J会員登録を完了した中から選出する。

2. 会長候補者1名及び副会長候補者6名以内並びに理事・監事候補者の定数は別表1に掲げるとおりとする。
3. 委員会は、各役員候補者を選出するに当たり、各候補者間にあって調整できない場合は、出席委員の過半数の同意をもって決定する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、役員改選年度時に、会長より嘱託された時点より始まり、役員の決定をもって終わる。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

別表1

	理 事		監 事
	競 技	教 育	
県北地区	5	5	1
中央地区	5	5	1
県南地区	5	5	1

地区連絡協議会設置規程

平成15年12月7日 制 定

(根 拠)

第1条 この規程は、本連盟運用のため地区連絡協議会（以下「協議会」という。）をおく。

(目 的)

第2条 協議会は、本連盟の目的達成及び運営を推進協力することを目的とする。

(業 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 役員候補者選出規定第7条に基づく、役員候補者の地区選出。
- (2) 本連盟に対する提案、要望に関すること。
- (3) その他本連盟の業務委託に関すること。

(構 成)

第4条 協議会の構成は全県3地区とし次のとおりとする。

県北地区 鹿角市、大館市、北秋田市、能代市、鹿角郡、北秋田郡、山本郡

中央地区 秋田市、由利本荘市、にかほ市、男鹿市、潟上市、南秋田郡

県南地区 大仙市、横手市、湯沢市、仙北市、仙北郡、雄勝郡

2. 各地区的構成並びに運営等については、各地区において、それぞれ定めるものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

付則

地区協議会の最初の会議は、地区選出の本連盟会長または、副会長が招集する。

改訂 平成17年11月20日

役員の定年に関する規程

平成18年4月23日 制定

(主旨)

第1条 この規程は、秋田県スキー連盟規約第20条2項の規定に基づく役員の定年に関する事項について定める。

(制限年齢)

第2条 役員は、改選期の就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

- 2 任期の期間中において満70歳を迎えた者は、その任期の期間中は役員として在任するものとする。
- 3 前項1項の定めのほか特に役員として必要な者は、役員候補者選出委員会の審議を経て評議員会において選任し、就任することができるものとする。

(規程の改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の議決による。

付則

- 1 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

秋田県スキー連盟表彰規程

第1条 秋田県スキー連盟の行う表彰は本規程による。

第2条 表彰に関する諸問題を審議するための表彰委員会を設ける。

第3条 表彰委員会は、会長・副会長及び会長の指名する理事若干をもって構成し、会長の諮問に応ずる。

第4条 表彰には次の基準により行う。

表彰者には、表彰状・表彰章及び感謝状を贈呈する。

1 連盟功労賞

ア 特別連盟功労賞

20年以上連盟役員として精勤した者。

イ 連盟功労賞

10年以上連盟役員として精勤した者。

2 技術功労賞

ア 特別技術功労賞

技術指導に成果をあげた者。

イ 技術功労賞

10年以上技術指導並びに大会役員にたずさわり成果をあげた者。

3 技術賞

ア 特別技術賞

選手として特に優秀な成績をあげた者。

イ 技術賞

10年以上選手として成果をあげた者。

4 感謝状

ア 連盟の運営に貢献のあった者。

イ 当連盟に対し寄付その他の協力が特に顕著な者。

第5条 表彰は毎年3月現在の資格に基づいて判定し、春季評議員会において行う。

受賞候補者の資格に基づいて判定し、春季評議員会において行う。

受賞候補者の推せんは、各所属クラブ会長の推せん書により3月末日までに提出するものとする。

第6条 本規程に定めるもの以外は理事会の議決にしたがう。

附 則

本規程は昭和44年11月20日から実施する。

秋田県スキー連盟慶弔規程

(根 拠)

第1条 本連盟の慶弔金の贈与は、本連盟の規定に定めるところによる。

(対 象)

第2条 本規程の慶弔金贈与の対象範囲は、下記のとおりとする。

- (1) 本連盟の会長、副会長、理事長並びに会長経験者
- (2) 本連盟の副会長、理事長経験者並びに職員
- (3) 本連盟の理事並びに各加盟団体の会長

(種 類)

第3条 慶弔金品は下記のとおりとする。

- (1) 供花（花輪一基）・・・実費
- (2) 香典・・・5,000円以内
- (3) 弔電
- (4) 加盟団体等記念祝金・・・10,000円以内
- (5) その他（本連盟のために著しい功労があり事務局に報告があった場合は、理事長に判断を委ねる。）

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の議決による。

(補 則)

第5条 本規程は、平成27年11月7日から施行する。

文書保存取扱要領

平成28年4月23日 制定

1 本要領は本連盟本部運営規定に基づく、文書の保管について必要な事項を定めるものである。

2

文書名	保存年数	摘要
役員（理事及び監事）名簿	永久	職名、氏名、住所、任期、就任及び退任年月日
評議員名簿	永久	役員名簿の欄参照
職員名簿及び履歴書	永久	職員人事記録
評議員会に関する資料	永久	収支予算書、収支決算書、行事計画書、行事報告書、備品内訳、他評議会関係資料
発刊物	永久	スキー秋田
加盟、退会申請書	永久	
会議議事録	永久	評議会の会議ごとに作成する。 開会の日時及び場所、定員、出席者名、委任状 提出者氏名、欠席者氏名、議事の経過、要領及び 発言要旨、議事録署名人の署名
功労者表彰記録	永久	
公認記録	永久	競技記録、検定記録等
公認資格者名簿	永久	
収入、支出に関する帳簿及び証拠記録	10年	金銭出納帳、預金出納簿、収入支出簿、負担金納入簿、領収証、請求書、銀行勘定簿、契約関係文書、給与関係帳簿及び明細書、科目整理簿、総合残高帳等
行事関係文書	5年	行事開催実施要項、行事報告書
SAJ、県、体協（機関）関係	3年	通達、報告等
会員登録関係	5年	
各種認定、承認一覧票	5年	
消耗品受払簿	3年	
簡単な文書	1年	

秋田県スキー連盟 コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規定は、秋田県スキー連盟（以下「本連盟」という。）におけるコンプライアンスについて規定する。

(運営方針)

第2条 本連盟及び加盟団体の役員、委員及び職員（以下「役委員」という。）及び会員は、コンプライアンスを最優先の運営方針の一つとして認識して、業務の推進にあたるものとする。

(役委員・会員の責務)

第3条 役委員・会員は前条の方針を踏まえ、法令、本連盟規則を遵守することはもとより社会的規範としての倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

(役委員・会員の禁止事項)

第4条 役委員・会員は次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自ら法令及び本連盟規則に違反する行為
- (2) 他の役委員・会員に対して法令及び本連盟規則に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の役委員・会員の法令及び本連盟規則に違反する行為を黙認すること

(コンプライアンス委員会)

第5条 本連盟に、コンプライアンス委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

2 本委員会は、以下に掲げる事項について審議し、審議の結果を委員会の意見として理事会に答申する。

- (1) 対象者による本連盟の規程違反の有無
- (2) 対象者に対する懲戒処分に関する事項
- (3) スポーツ仲裁に関する事項
- (4) その他本連盟のコンプライアンスに関する事項

3 本委員会は、前項の審議及び答申をするために必要な調査をおこなうことができる。

また、必要に応じて第三者に調査の全部又は一部を委託することができる。

4 本連盟の対象者が、全日本スキー連盟等の関係団体の関係規則に抵触する事案が生じた場合は、本委員会が調整し関係団体に報告等できるものとする。

(委員会の構成)

第6条 本委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長が、副委員長は理事長が務める。
- 3 委員は副理事長、各本部長及び理事以外の有識者を1名以上選任し会長が委嘱する。
- 4 本委員会の事務は総務本部が行い、相談・通報窓口を事務局に置く。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、本連盟規約第20条の役員任期と同じとする。ただし、事案が任期をまたぐ場合はその事案が終了するまでとする。

(委員会の開催)

第8条 本委員会は、第4条に定めるコンプライアンスに係る解決すべき事案が生じたときは速やかに委員会を開催するものとする。

(会議)

第9条 本委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 本委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、議事を審議することができない。
- 3 本委員会の決議は出席者の過半数をもって委員長が決定する。

(関係者の出席)

第10条 本委員会は、必要に応じて参考人及び関係者を出席させ、その意見又は報告を聴取することができる。

(弁明の機会の付与)

第 11 条 委員会は、懲戒処分を決定する前に、対象者に対して弁明の機会を与えなければならぬ。

(議事録)

第 12 条 委員長は、委員会の議事につき議事録を作成する。

(機密保持義務)

第 13 条 本委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の変更、廃止は、理事会の決議による。

附則

この規定は、令和 6 年 10 月 20 日から実施する。